

徳島県告示第八十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の
ように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町大戸字大ヤシキ一〇の三

二　指定の目的

水源の涵養かんよう

三　指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び
那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)